綾瀬市議会12月定例会会期日程

資料4

令和3年11月

| | ı | | | · |
|---------|--------|--------------|-------|-----------------------------------------------------------|
| 月・日 | 曜日 | 会 | 議 | 事項 |
| 11 • 26 | 金 | 本 | 会議 | ・補正予算 ・一般議案 ・一般質問通告書午後4時締切 |
| 2 7 | 土 | 休 | 会 | |
| 2 8 | 日 | 休 | 会 | |
| 2 9 | 月 | 休 | 会 | |
| 3 0 | 火 | 休 | 会 | |
| 1 2 · 1 | 水 | 市民福祉 | 常任委員会 | |
| 2 | 木 | 経済建設 | 常任委員会 | |
| 3 | 金 | 総務教育 | 常任委員会 | |
| 4 | 土 | 休 | 会 | |
| 5 | 日 | 休 | 会 | |
| 6 | 月 | 休 | 会 | |
| 7 | 火 | 基地政策 | 特別委員会 | |
| 8 | 水 | 休 | 会 | |
| 9 | 木 | 休 | 会 | ・写真撮影申込正午締切 |
| 1 0 | 金 | 本 | 会 議 | •一般質問 |
| 1 1 | 土 | 休 | 会 | |
| 1 2 | 日 | 休 | 会 | |
| 1 3 | 月 | 本 | 会 議 | • 一般質問 |
| 1.0 | Л | 議会運 | 営委員会 | |
| 1 4 | 火 | 本 | 会 議 | •一般質問 |
| 1 5 | 水 | 休 | 会 | |
| 1 6 | 木 | 本 | 会 議 | ・委員会付託議案の委員長報告~採決・一般質問掲載申出書締切日 |
| | | 議会全 | 員協議会 | |
| ○開業吐明)を | 011714 | 1 . 37 - m I | | て |

○開議時間については、午前9時〔最終日は午前9時30分〕

本 会 議・・・議 場 議会 運営委員会・・・第1委員会室 総務教育常任委員会・・・第1委員会室 市民福祉常任委員会・・・第1委員会室 経済建設常任委員会・・・第1委員会室 基地政策特別委員会・・・第1委員会室

綾瀬市議会12月定例会議事日程(第1号)

令和3年11月26日(金)午前9時開議 日程第 1 会期決定について 日程第 2 第65号議案 専決処分の承認について(令和3年度綾瀬市一般会計補正 予算 (第7号)) 第66号議案 専決処分の承認について(令和3年度綾瀬市一般会計補正 日程第 3 予算(第8号)) 第57号議案 工事に関する基本協定の変更について(東名高速道路と交 日程第 4 差する綾瀬市道10号線寺尾橋及び綾瀬市道288号線釜 田橋橋りょう修繕工事) 第67号議案 令和3年度綾瀬市一般会計補正予算(第9号) 日程第 5 日程第 6 第68号議案 令和3年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号) 日程第 7 第69号議案 令和3年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算(第2号) 日程第 8 第70号議案 令和3年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) 日程第 9 第71号議案 令和3年度綾瀬市公共下水道事業会計補正予算(第1号) 日程第10 第58号議案 指定管理者の指定について (綾瀬市落合ふれあいの家) 第62号議案 指定管理者の指定について (綾瀬市民スポーツセンター等 日程第11 のスポーツ施設等) 日程第12 第56号議案 綾瀬市市税条例の一部を改正する条例 日程第13 第59号議案 指定管理者の指定について (綾瀬市障害者自立支援センタ ーばらの里) 日程第14 第60号議案 指定管理者の指定について (綾瀬市障害者自立支援センタ 一希望の家) 日程第15 第61号議案 指定管理者の指定について (綾瀬西デイサービスセンター) 日程第16 第63号議案 市道路線の認定について(R270-2) 日程第17 第64号議案 市道路線の認定について(R637-2)

| | | | | 陳 情 文 書 表 |
|----|-----|---|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陳 | 情 | 第 | 2 7 | 号 令和3年 10 月 22 日 受 付 令和3年 11 月 26 日 審査依頼 |
| 件 | | | 名 | 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・ 国外移転について国民的議論を行い、憲法に 基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見 書の採択を求める陳情 |
| 代 | 表者 | | 住 所 | 東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル5階 |
| 14 | 表 者 | | 氏 名 | 全国青年司法書士協議会 会長 阿 部 健太郎 外1名 |

陳情の要旨

- 1 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。事に沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
- 2 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を 行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任 を持って行う法整備等の仕組みの中で解決すること。
- 3 その中で、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄 以外の全国全ての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以 外でも一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正かつ民主的な手続により 決定すること。

を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

陳情の趣旨

1 不合理に区分された「本土の民意」と「沖縄の民意」 辺野古新基地建設の問題は、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、 法の下の平等・差別の禁止の各理念からして看過することができない重大な問題で ある。

2019年2月、沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。我が国が真に民主主義国家であるならば、沖縄の人たちが直接民意を示したその結果が尊重され、状況は改善されているはずだが、県民投票から2年が経過したにもかかわらず、名護市辺野古におい

て、現在もなお工事が強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することが予定されていることに、沖縄県議会 や県内市町村議会をはじめ多くの県民が抗議を行っている。

安倍晋三前首相が2018年2月衆議院予算委員会において普天間基地の代替施設が同じ沖縄の辺野古に決定した理由を問われ、「移設先となる本土の理解が得られない」と述べたように、安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を 強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄の声を無視し、「本土の理解が得られないから」と新基地建設を強行することは沖縄に対する差別である。

国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄が直接示した声に耳を傾け、上記陳述の要旨のとおり、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決を図ることが求められている。

2 憲法41条、憲法92条、憲法95条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定(2006年5月30日及び2010月5月28日)があるのみである。

憲法41条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と定め、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならないとする。次に、憲法92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とし、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならないとする。そして憲法95条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定める。

安倍晋三前首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項に当たる」と答弁し、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを認めている。そうだとすると、閣議決定のみで決定され、強行されている辺野古米軍基地建設は、憲法41条、憲法92条、憲法95条に反する。

3 SACO(沖縄に関する特別行動委員会)の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO(沖縄に関する特別行動委員会)において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式に次のように説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、(中略)在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」(防衛省HP「SACO設置などの経緯」参照)。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされたことは、SACO設置時の基本理念に違反している。

4 民主主義の二つの原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、 少数者の権利の保障も責務とされている。 つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の保障」という二つの原則からなり、これらは民主主義国家の基盤を支える一対の柱である。多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧の手段ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることを求めずに「沖縄に要らないものは全国のどこにも要らない」とかたくなに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決を尊重せず、かつ結果的に「本土の理解が得られない」から「辺野古が唯一」という政府の理由を補完することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が25年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問いに対する答えは、政府のみならず全国の地方自治体も日本国民も、この民主主義の実践から逃げてきたからということにほかならない。

5 法の下の平等及び差別の禁止違反、幸福追求権、平和的生存権の侵害

沖縄の人たちは憲法13条が保障する幸福追求権などの基本的権利から遠く、憲法前文等が保障する平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり公正かつ民主的に解決すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な理由により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行している。これは憲法が保障する法の下の平等及び差別の禁止に反し、沖縄の人たちの幸福追求権や平和的生存権を侵害している。

6 求められているのは、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決

以上のとおり日本国民及び全国の地方自治体は、憲法前文で「わが国全土にわたつて」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なくもたらされるため、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を国に求める責任がある。

沖縄の県民投票における民意を尊重せず、一方で「本土の理解が得られないから」という不合理な理由に基づき決定され、強行されている沖縄県内への新たな基地建設は憲法が禁止する差別であり、これを許すべきではなく、工事は直ちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論するべき問題である。そして最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が最終的に責任を持って行う法整備等の仕

組みの中で行うべきである。

その中で普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正かつ民主的に解決すべきである。

| | | 陳情文書表 |
|------|------|-----------------------------------------|
| 陳情 | 第 28 | 分和3年10月25日受付 |
| | | 令和3年 11 月 26 日 審査依頼 |
| 件 | 名 | 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し国民のいのち と健康を守るための陳情 |
| 代表者 | 住所 | 横浜市中区桜木町3-9 3階 |
| 八八八日 | 氏 名 | 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古 岡 孝 広 |

陳情趣旨

新型コロナウイルスによる感染拡大は、経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼし、 医療をはじめとした社会保障・社会福祉体制の脆弱さを鮮明にして、国民の命と健康が 脅かされる事態が広がりました。

このコロナ禍で明らかになったことは、感染症対策を中心的に担う公立・公的病院の役割の重要性、及び感染症病床や集中治療室の大幅な不足、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所・保健師の不足などです。これらの諸問題の背景として、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉などの社会保障費並びに公衆衛生施策の削減・抑制策があります。

75歳以上の医療費窓口負担、介護保険料等の社会保険料負担、年金や生活保護基準の引き下げなど、国民の負担もますます重くなるばかりです。

コロナ禍における教訓は、医療・介護・福祉をはじめとした社会保障拡充の重要性です。国民の命と健康、暮らしを守り、新たなウイルス感染症や大規模災害などの事態に備えることが喫緊の課題となっています。

逆進性の高い消費税を減税するなどの対策と同時に、社会保障に関わる財源の確保が 重要です。社会保障の再分配機能を高め、大企業・富裕層への応能負担を求めるなど、 コロナ対策並びにコロナ後の社会を見越した政策が必要ではないでしょうか。

私たちは、国民が安心して暮らせる社会実現のために、下記事項につき、地方自治法 第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

陳情項目

- 1 安全・安心の医療・介護・福祉提供体制を確保すること。
 - (1) 医師、看護師、医療技術職員、介護職員等を大幅に増員し、夜勤改善等、勤務環境と処遇を改善すること。

- (2)公立、公的病院の再編統合や病床削減方針を見直すこと。
- 2 保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充し、保健師等を大幅に増員すること。
- 3 社会保障・社会福祉に関わる国庫負担を増額し、75歳以上の窓口負担2倍化を中止するなど国民負担を軽減すること。

| | | 陳情文書表 |
|-----|------|--------------------------------------------|
| 陳情 | 第 29 | 号 令和3年 10 月 25 日 受 付 令和3年 11 月 26 日 審査依頼 |
| 件 | 名 | 介護施設の人員配置基準の引き上げのために、国に対 し意見書の提出を求める陳情 |
| 代表者 | 住所 | 横浜市中区桜木町3-9 3階 |
| 八水石 | 氏 名 | 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古 岡 孝 広 |

陳情趣旨

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。 人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金です。2007年8月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針(福祉人材確保指針)」では、介護職の処遇改善とともに、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置の在り方に係る基準等」について検討を行うことを国に求めています。政府は介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、「人員配置基準」の改善についてはほとんど取組を進めていません。それどころか、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものだとして、その責任を都道府県等に転嫁しています。

実際の介護現場では、法律(条例)で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっています。それにもかかわらず、介護現場は「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いています。ましてや、今般のコロナ禍では法定の配置基準で対応することは、到底不可能であることは一目瞭然です。人材確保対策として、外国人介護労働者の受入れが始まりましたが、労働環境の改善が進まなければ今と同じ状況になることは容易に想像できます。こうした現状を改善するためには、少なくとも「人員配置基準」を実態(特別養護老人ホームの場合「2.0:1」)まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠です。介護労働者が働き続けられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目につき、地方自治法第99条に基づく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

陳情項目

- 1 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)等の人員配置基準を定めた条例を改正し、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げること。
- 2 以下の項目について、国に対し意見書を提出すること。
 - (1)介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。
 - (2) 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の 勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。ま た、一人夜勤は解消すること。
 - (3) 上記の項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

| | | | 陳情 | 文書表 |
|-------|---|-------|--------------------------------|---------------------|
| 陳 | 情 | 第 3 (|) 号 | 令和3年10月25日受付 |
| | | • | | 令和3年 11 月 26 日 審査依頼 |
| 件 | | 名 | 精神保健社 | 畐祉の改善に関する陳情 |
| 代 表 者 | | 住 所 | | 区桜木町3−9 3階 |
| | | 氏 名 | 神奈川県医療労働組合連合会 執行委員長 古 岡 孝 広 | |

陳情趣旨

精神科を受診する人は年間420万人に迫っており、誰でも安心して気軽にかかれる精神科医療の充実は、国民的な課題となっています。

しかし、現行の日本の精神科医療は、諸外国に比べ半世紀以上の遅れを取っており、地域生活を基盤とした諸外国とは異なり、施設療養生活中心となっています。一般病院に比べ、診療報酬は低く抑えられ、施設内の医療スタッフの体制も半分以下と極めて少ない状況です。疾患治療ではなく、精神障害者から社会を守るという日本独特の誤った観点が精神疾患に対する差別、偏見を助長し、世界的にも類を見ない長期に渡る社会的入院や隔離・身体拘束による人権侵害をもたらし、国際的にも批判を受けています。

日本は、2014年に障害者権利条約を批准しています。全ての人の人権が尊重され、 患者・利用者本位の精神保健医療福祉の改革を図ることが必要です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による、新たな生活様式に適したメンタルヘルス対策を構築することは喫緊の課題となっています。誰もが地域社会でその一員として安心して暮らし続けられるよう、地方自治法第99条に基づいて下記項目についての意見書を国に対し提出していただけますよう陳情します。

陳情項目

- 1 良質な医療を提供し、隔離・拘束を原則廃止できるよう、精神科専門職の配置人員 を引き上げること。また、一般病床より低い人員配置を認めている医療法施行規則を 改め、精神病床の人員配置を改善すること。
- 2 精神科疾患や認知症があっても、地域で安心して生活できるよう、早い段階から適切な支援と治療を受けることができる包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うこと。また、差別・偏見をなくすための啓発を進め、施策には当事者・家族の声を尊重して反映させること。

- 3 入院中心から地域への移行を円滑に進めるために、精神保健福祉予算の拡充や労働者の雇用保障・教育・研修を国が責任を持って行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症の拡大による新たな生活様式に対応したメンタルヘルス対策を早急に講じること。

| | | 陳情文書表 |
|-----|------|--------------------------------------------|
| 陳情 | 第 31 | 号 令和3年 11 月 11 日 受 付 令和3年 11 月 26 日 審査依頼 |
| 件 | 名 | 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める 陳情 |
| 代表者 | 住 所 | 横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館4階 |
| | 氏 名 | 神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正 利 |

陳情理由

2020年4月1日施行の「高等学校等就学支援金制度」拡充により、年収590万円未満世帯の私立高校に通う生徒の経済的負担は大きく軽減しました。2020年9月末学費滞納調査(全国私教連実施)によると、学費滞納率は前年度を大きく下回り、新型コロナウイルス感染症による経済停滞の私立高校の学費負担への影響を最小限に食い止める結果を示しました。

しかしながら、文部科学省の調査では私立高校授業料の2020年度全国平均額は43万4,000円、施設整備費等15万2,000円の合計58万6,000円です。年収590万円未満世帯でも年額3万8,000円の授業料負担が残り施設整備費と合わせて19万円、年収590万円以上世帯では、就学支援金11万8,800円を除いても46万7,200円という高額の負担が残っています。殊に多子家庭では多大な負担となる状況です。また初年度には全国平均16万3,000円の入学金負担もあり、私立高校選択の障壁になっています。こうした実態に対して政策理念に立ち「授業料実質無償化」となるよう、また年収590万円以上世帯の学費負担軽減と、私学の学費負担の自治体間格差解消を目指し、年収590万円未満世帯への前年度授業料平均額の支給、授業料無償化世帯・支給対象拡大などの拡充が求められます。

一方、私立学校への経常費助成金の大幅な増額も必要です。とりわけ、コロナ禍において「密」を回避するための「少人数学級」、そのための「専任教諭増」などの実現は、私立学校においても早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。私立学校が公教育として重要な役割を担っている立場から、1975年私立学校振興助成法成立時の附帯決議に記された「1/2助成」を速やかに実現されることを強く求めます。

また、実施5年目を迎える「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」について、どの年齢においても経済的な理由により私学での学びが阻害されることがないよう、

教育予算の増額によってその拡充がされることが強く求められます。私立高校の本当の 意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、 私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳情項目

国(内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣)に対し、地方自治法第99 条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、全ての子供たちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

| | | 陳 情 文 書 表 |
|-----|------|--------------------------------------------|
| 陳情 | 第 32 | 号 令和3年 11 月 11 日 受 付 令和3年 11 月 26 日 審査依頼 |
| 件 | 名 | 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情 |
| 代表者 | 住 所 | 横浜市中区桜木町3-9 横浜平和と労働会館4階 |
| 1 | 氏 名 | 神奈川私学助成をすすめる会 代表 長谷川 正 利 |

陳情理由

昨年度から国の就学支援金制度により、年収590万円未満世帯まで私立高校の授業料実質無償化が実現しました。さらに神奈川県では県独自の授業料補助制度の拡充により年収700万円未満世帯まで、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正がまた一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がりました。

しかし、これらの制度では補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設整備費等の負担額が年間約27万円残されます。近隣の都県、例えば年収910万円未満世帯まで授業料実質無償化を実現している東京都、年収720万円未満世帯まで多子加算を措置し、年収500万円未満世帯まで施設費等を含めた学費無償化を実現している埼玉県と比べると、今年度は拡充されずに現状維持であった神奈川県の制度は見劣りします。愛知県では施設費を授業料に振り替えることで平均授業料が上がり、授業料補助額が増額になり、施設費が少額のため学費の9割を補助金が賄っています。

また、神奈川県の私立学校への生徒一人当たり経常費補助は、昨年度国基準(国庫補助金と地方交付税交付金の合計額)を達成した幼稚園を除けば、小中高いずれの校種でも国基準額を下回っています。その全国順位は、県の近年の努力に関わらず、高校は47都道府県中43位、中学校は45都道府県中45位、小学校は36都道府県中32位と、全国最下位水準です。私立学校においても「少人数学級」を実現するための「専任教諭増」など、経常費補助増額は早急に取り組まなければならない喫緊の課題です。またこの補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしています。保護者負担の軽減は、いまだ道半ばです。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与しています。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育

条件を向上させ、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題です。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念に基づいて、 私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳情項目

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和4年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。